名古屋市告示第554号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年11月19日

名古屋市長職務代理者 名古屋市副市長 中 田 英 雄

事業者 (設置者)	事業所 (施設) の	サービス等の	事業所番号	指定年月
の名称及び主たる	名称及び所在地	種類		日
事務所の所在地				
株式会社アンプル	オリーブ相談支援	一般相談支援	2336400201	令和 6年
名古屋市天白区天	センター	特定相談支援		5月 1日
白町大字平針字黒	名古屋市天白区荒	障害児相談支	2376400202	
石2878番地の2797	池一丁目 201番地	援		
	Ø 1			

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課